



神戸検審第90号

平成16年4月23日

審査申立人 有馬正春 外14名
代理人 弁護士 渡部吉泰 殿

神戸検察審査会

議決結果について (通知)

平成15年3月10日に審査申立てがありました業務上過失致死傷被疑事件について、当検察審査会は平成16年4月14日下記のとおり議決しましたので検察審査法第40条により通知します。

記

事 件 番 号 平成15年(申立)第10号

被 疑 者 氏 名 永田 裕, 柳 和 眺

不起訴処分をした検 神戸地方検察庁
察官の官職及び氏名 検察官 検事 小畑 勝 義

議 決 の 趣 旨 被疑者両名について、本件不起訴処分は不当であり、
起訴を相当とする。

議 決 理 由 の 要 旨

本件申立書及び申立人提出資料並びに不起訴記録を精査し、慎重に審査した結果、

- (1) 本件雑踏事故の発生は、明石市主催の本件夏まっりの開催に伴う警備計画策定段階において、多数の参集者による雑踏事故発生の危険性に対して、その防止対策が不十分であったことが最大の原因であると考えられる。

被疑者両名は、同警備計画の策定時には、明石警察署の最高責任者及びこれを補佐する立場にある者として、同計画決定に深く関与していた

ことが関係資料からも明らかである。

また、同署においては、「雑踏警備に関することは地域課の所管事項」であるとして、主催者側に対して適切な指導を怠り、責任を転嫁しているが、本件事故発生当日、同署警備本部の本部長及び副本部長として、統括指揮し、同本部に設置されたモニターで本件歩道橋南側階段付近を確認し、さらに、現地警備本部からは現場の状況について無線連絡を受けるなどして、現場の状況把握及び現地地域官らに対する監督をしていたのであるから、警備本部長及び副本部長として、その責任を負うべきものと考ええる。

しかも、本件事故当日、多数の参集者が予想され、雑踏事故が発生する危険性が予測されていたのに、現地警備本部からの状況報告等について、警備本部の統括責任者及びこれを補佐する者として、配下の部下に適切な指示を与えていれば、本件事故を防止できたことは関係資料等からも明らかである。

(2) 上記のとおり、危険認識時における具体的な処理要領が規定されておらず、極めて不十分な警備計画に基づいて実施された雑踏警備であったと思料せざるを得ない。

被疑者両名は、最高責任者及びこれを補佐する者として、主催者側に対し適切な指導及び部下に対して適時の指示をすべきであったのに、事故発生の可能性について、これがないものと軽信し、前記指導及び指示を怠った結果、本件大事故を生ぜしめた。

よって、上記検察官がした、被疑者両名に対する「不起訴処分」（嫌疑不十分）の裁定には納得できないので、前記趣旨のとおり議決する。

※ この通知は、申立本人らには送付しておりませんので、宜しくお取り計らいください。



神戸検審第 395 号

平成 17 年 12 月 22 日

審査申立人 有馬 正春 他 16 名

申立代理人 弁護士 佐藤 健宗 殿

神戸 検 察 審 査 会

議決結果について (通知)

) 平成 17 年 7 月 21 日に審査申立てがありました業務上過失致死傷被疑事件について、当檢察審査会は平成 17 年 12 月 14 日下記のとおり議決しましたので檢察審査会法第 40 条により通知します。

記

事件番号 平成 17 年 (申立) 第 32 号

被疑者氏名 永田 裕, 柳 和暁

不起訴処分をした検

察官の官職及び氏名 神戸地方検察庁

検 察 官 検 事 大 仲 土 和

議決の趣旨 被疑者兩名について、本件不起訴処分は不当であり、
起訴を相当とする。

議決理由の要旨

本件申立書及び申立人提出資料並びに不起訴記録を精査し、慎重に審査した結果、当檢察審査会は次のとおり議決する。

1 平成 13 年 7 月 21 日兵庫県明石市大蔵海岸通 1 丁目所在の大蔵海岸公園において開催された本件夏まつりは約 15 万人という多数の参加者が予想され、会場及び会場周辺の地理的条件、時間的条件等を勘案すれば、雑踏事故が発生する危険性を予測し、また予測し得たのであるから、被疑者兩名は、

明石警察署長及び副署長であり、雑踏事故防止の警備計画立案及び警備実施全般を指揮統括する最高責任者及びこれを補佐する者として、事前に情報収集を行い、主催者側らと十分な事前協議を行い、十分な事前協議に基づいて具体的な警備計画を策定し、その具体的な警備計画を関係者に周知徹底させ、もって、雑踏事故の発生を未然に防止すべき業務上の注意義務があったのに、いずれも、これを怠り、歩道橋における危険に対する認識が十分でなかったことなどから雑踏事故が発生することはないものと軽信したまま、それぞれ漫然放置した過失により、歩道橋において、過密な人の滞留あるいは人のもみ合いによる強度の群衆圧力を生じさせ、多数の人を折り重なって転倒させるなどし、183名に頸椎捻挫等の傷害を負わせ、11名を全身圧迫等により死亡させるに至らせたものである。

関係資料等によると、本件警備計画を策定するにあたり、事前の情報収集や過去の事例の分析もなく、関係者による事前協議においても、群衆の誘導やその広報の方法、混雑してきた時の規制の方法等雑踏事故防止についての具体的な協議も不十分であり、主催者側に対する適切な指導及び指示も不十分であったことがうかがわれる。そのような不十分な協議等に基づき策定された、具体性のない、部隊の配置図や導線図も添付されていない極めて不十分な警備計画者に基づいて本件夏まつりの警備が実施されたことがうかがわれ、しかも、その不十分な警備計画さえ部隊員に周知徹底されていなかったことが明らかであり、被疑者らが最高責任者及びこれを補佐する者としての注意義務を尽くしたとは言いがたいものである。

2 事故当日についても、被疑者らは、配下警察官または応援部隊である機動隊に対しての指揮権をもっており、署警備本部において、冷静かつ大局的に判断をなし得る立場にあり、かつ、テレビモニターや無線など判断をなし得るだけの資機材もそろっていたのであるから、その資機材を適切に活用して現場状況を把握し、部下に指示を出すことも可能であったにもかかわらず、

被疑者らは、現場指揮官に全てを任せ、現場から、特に雑踏事故が発生する危険があるとの報告がない以上積極的に報告を求めなかったり、歩道橋の階段の下は人がゆっくり流れているとして、歩道橋において雑踏事故が発生することはないと軽信したまま、雑踏事故を未然に防止するために、積極的に、適切で有効な対応を何一つしなかったことがうかがえ、その業務上の注意義務を尽くしたとは言えないものであり、被疑者両名には、その最高責任者及びこれを補佐する者として過失あると考える。

- 3 最後に、他の関係者は、それぞれの立場での責任を追及されているにもかかわらず、最高責任者及びこれを補佐する者として、最も重要な立場にあった被疑者だけが責任を追及されないというのは、市民感情として納得できない。

本件雑踏事故の根本原因を究明し、二度とこのような悲惨な事故を起こさないためにも、公開の場である裁判において被疑者らの過失の有無を明らかにし、その責任の所在を明確にすべきであると考え、前記趣旨のとおり議決する。

*本通知書は、申立人には送付していませんので、よろしくお取り計らいください。

被害者と泣く検察に

歩道橋事故

選挙人名簿から引いて選ばれた市民が、検察官の不起訴の判断に誤りがなかったかどうかを断る。チェッカー。

5年前、明石の主催する花火大会の事故は、見物客が1人がけなり、4人がけがする大惨事となった。当の議決をした。兵庫県明石で起きた歩道橋事故をめぐって、当時の明石市長を不起訴処分としたことについての長き不起訴処分したことについての

選挙人名簿から引いて選ばれた市民が、検察官の不起訴の判断に誤りがなかったかどうかを断る。チェッカー。

5年前、明石の主催する花火大会の事故は、見物客が1人がけなり、4人がけがする大惨事となった。当の議決をした。兵庫県明石で起きた歩道橋事故をめぐって、当時の明石市長を不起訴処分としたことについての

訴したが、置長は不起訴とした。整備の責任を持った置長の責任が追及されないようでは再発防止も望めない。刑事裁判の一審判決は、明石市の整備こんな遺憾の申し立てに、04年4月、検察官は十分な分かったとしたりまで、その責任の刑事処分を「起訴相」として議決したが、地検は不起訴の判断を容れなかった。遺族が再び審査を申し立て、検察審査会が2度目の「起訴相」を議決したのは昨年暮れのことだ。遺族が起した民事裁判の判決はもう明らかだ。明石市の雑踏整備は極めて粗末で、その原因は置長の責任によるところが大きいとまで述べている。

「起訴相不当」「不起訴相」のいずれかを議決する。以前は法的強制力がなかった。参考意見の扱いでしかなかった。だが、04年春に検察審査会法が改正された。起訴相不当が、検察官の起訴が開始される。起訴する、と決められた。裁判員制度と同様に、司法への市民参加を促す。実のあるものにする考えからだ。

09年5月までに始まる裁判員制度と連動させるため、施行時期は決まっていはい。今度の2度の議決も、改正法の施行のために強制力は高い。だが、市民の判断を重視する必要がある、ということなら、裁判員制度もやめたい。

置長の刑事責任を指摘したのは市民だ。置長の責任が追及されない。二つの判決が触れている。それはいよって再発防止も望めない。刑事裁判の一審判決は、明石市の整備こんな遺憾の申し立てに、04年4月、検察官は十分な分かったとしたりまで、その責任の刑事処分を「起訴相」として議決したが、地検は不起訴の判断を容れなかった。遺族が再び審査を申し立て、検察審査会が2度目の「起訴相」を議決したのは昨年暮れのことだ。遺族が起した民事裁判の判決はもう明らかだ。明石市の雑踏整備は極めて粗末で、その原因は置長の責任によるところが大きいとまで述べている。

「起訴相不当」「不起訴相」のいずれかを議決する。以前は法的強制力がなかった。参考意見の扱いでしかなかった。だが、04年春に検察審査会法が改正された。起訴相不当が、検察官の起訴が開始される。起訴する、と決められた。裁判員制度と同様に、司法への市民参加を促す。実のあるものにする考えからだ。

09年5月までに始まる裁判員制度と連動させるため、施行時期は決まっていはい。今度の2度の議決も、改正法の施行のために強制力は高い。だが、市民の判断を重視する必要がある、ということなら、裁判員制度もやめたい。

置長の刑事責任を指摘したのは市民だ。置長の責任が追及されない。二つの判決が触れている。それはいよって再発防止も望めない。刑事裁判の一審判決は、明石市の整備こんな遺憾の申し立てに、04年4月、検察官は十分な分かったとしたりまで、その責任の刑事処分を「起訴相」として議決したが、地検は不起訴の判断を容れなかった。遺族が再び審査を申し立て、検察審査会が2度目の「起訴相」を議決したのは昨年暮れのことだ。遺族が起した民事裁判の判決はもう明らかだ。明石市の雑踏整備は極めて粗末で、その原因は置長の責任によるところが大きいとまで述べている。

「起訴相不当」「不起訴相」のいずれかを議決する。以前は法的強制力がなかった。参考意見の扱いでしかなかった。だが、04年春に検察審査会法が改正された。起訴相不当が、検察官の起訴が開始される。起訴する、と決められた。裁判員制度と同様に、司法への市民参加を促す。実のあるものにする考えからだ。

09年5月までに始まる裁判員制度と連動させるため、施行時期は決まっていはい。今度の2度の議決も、改正法の施行のために強制力は高い。だが、市民の判断を重視する必要がある、ということなら、裁判員制度もやめたい。

置長の刑事責任を指摘したのは市民だ。置長の責任が追及されない。二つの判決が触れている。それはいよって再発防止も望めない。刑事裁判の一審判決は、明石市の整備こんな遺憾の申し立てに、04年4月、検察官は十分な分かったとしたりまで、その責任の刑事処分を「起訴相」として議決したが、地検は不起訴の判断を容れなかった。遺族が再び審査を申し立て、検察審査会が2度目の「起訴相」を議決したのは昨年暮れのことだ。遺族が起した民事裁判の判決はもう明らかだ。明石市の雑踏整備は極めて粗末で、その原因は置長の責任によるところが大きいとまで述べている。

被害者を泣かす検察

論説委員室から

「『被害者』とでも泣く検察」といふ言葉があるが、本当に泣いてきたのかとの声もある。兵庫県明石市で5年前に起きた歩道橋事故をめぐる、検事総長がこう語ったのは今年4月だった。

遺族が当時の明石署長の起訴を申し入れた際の冷淡だった応対ぶりを陳謝したときのことだ。この発言を機に最高検の姿勢こそ一重になったものの、このほど出した結論は3度目の不起訴処分だった。

検察は、これまでに署長の起訴を考えたこともあった。

事故から1年後、書類送検された関係者の処分を協議した。「モニターで歩道橋上が入でいっぱいなのはわかった」「一人込みの状況を自分の目で把握していれば、事故は防げたと思う」。捜査段階で署長は自らの過失を認めるような供述をしており、一時は起訴に傾いたと噂。

その4カ月後、再協議を経て決まった処分は不起訴だった。検察上層部が起訴に難色を示したといわれる。その後、検察審査会が異例の2度の「起訴相当」の議決をしたが、判断は変わらなかった。

市民の判断を司法に生かすため、09年9月までに始まる裁判員制度をあわせて、「起訴相当」が2度議決されれば必ず起訴することとなる。今回の処分はその趣旨でも反している。

「『泣かす』被害者を泣かす検察です」と遺族は嘆く。検察に対する不信感が増えつづける中、21日には公訴時効を迎える。

〈野呂雅之〉

朝日新聞：2006年7月13日

歩道橋事故遺族の歩み

年	これまでの歩み	捜査・裁判・検察審査会等の動き
平成13年 (2001年)	7月21日	歩道橋事故発生 捜査・裁判・検察審査会等の動き
	8月9日	
	9月6日	
	9月24日	
平成14年 (2002年)	1月30日	捜査・地検の合同捜査本部、業務上過失致死傷容疑で、元署長ら12名を書類送検
	5月9日	
	6月上旬	
	7月6日	
	7月11日	
	7月19日	
	7月20日	
	7月23日	
平成15年 (2003年)	7月26日	衆議院「決算行政監視委員会」で歩道橋事故に関して質疑が行われる。
	7月31日	
	8月1日	
	10月30日	
	11月9日	
	12月26日	
	2月7日	
	3月10日	
平成16年 (2004年)	4月25日	刑事裁判初公判
	6月4日	
	7月18日	
	7月18日	
平成17年 (2005年)	4月23日	検察審査会、元署長らは「起訴相当」と議決
	6月13日	
	7月21日	
	9月28日	
	12月17日	
	6月28日	
	7月3日	
	7月16日	
平成18年 (2006年)	7月17日	検察審査会、元署長らに2回目の「起訴相当」の議決
	7月21日	
	8月22日	
	11月上旬	
	11月2日	
	12月22日	
	3月25日	
	3月29日	
5月10日		
5月27日	刑事裁判控訴審始まる(大阪高裁)	
5月31日		
6月22日	神戸地検、元署長らの不起訴処分決定	

遺族に時効はない！

～歩道橋事故・検察の不起訴処分を問う～

発行日 2006年9月3日

発行者 明石歩道橋犠牲者の会

連絡先 HP:<http://www.omoi.jp/>

Email:info@omoi.jp